

# 官報

号外 昭和三十一年三月九日

## ○第二十四回 衆議院會議録第二十号

昭和三十一年三月九日(金曜日)

議事日程 第十八号

昭和三十一年三月九日

午後一時開議

一 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(予備審査のため内閣送付)の趣旨説明

第一 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 鉄道抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案(内閣提出)

第四 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

第五 公有林野官行造林法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の會議に付した案件

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(予備審査のため内閣送付)の趣旨説明及びこれに対する質疑

日程第一 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 鉄道抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案(内閣提出)

日程第四 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるため

の一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

日程第五 公有林野官行造林法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時三十分開議  
○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(予備審査のため内閣送付)の趣旨説明

○議長(益谷秀次君) 内閣から予備審査のため送付されました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。労働大臣倉石忠雄君。

〔國務大臣倉石忠雄君登壇〕  
○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由を御説明申し上げます。

公共企業体等労働関係法は、公共企業体等の職員の労働関係を規律するために昭和二十三年に制定された法律であります。周知のごとく、占領下早急の間に立法されたものであり、その内容はいわゆる翻訳立法の最たるものであります。その後若干の改正はありましたが、なおわが国の実情に適しない点が多く、また技術的な不備欠陥が随所に見られ、このため、公共企業体等の労働関係に無用の摩擦、紛争を

招いているくらいすらあり、従来とも、本法改正を要望する声が少なくなつたのであります。政府におきましても、右のごとき事態に対処するため、各方面の意見を参酌して、本法改正の要否等につき慎重検討を進めて参つたのであります。特に、問題の重要性にかんがみ、本年一月十四日、労使、公益の各側を代表する臨時の委員を委嘱いたし、本法改正の要否等に対する意見を求めましたところ、右委員の構成する臨時公労法審議会は、発

足以来約一カ月間に會議を重ねること九回、慎重審議をいたしました結果、去る二月八日、本法の改正に關しかなり具体的な意見を答申するに至つたのであります。政府におきましては、自来この答申を慎重検討いたして参つたのであります。労使、公益各側を代表する委員によって構成された審議会の民主的な審議の結果はできる限り尊重すべきであることは申すまでもないところであります。労使、公益各側の意見の一致を見ました点はほとんどこれを入れ、その意見に沿つて改正法案を立案することにしたのであります。

そもそも、公共企業体等労働関係法に關連する問題の根本的解決には、一面において、三公社、五現業のあり方

昭和三十一年三月九日 衆議院會議録第二十号 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案についての倉石國務大臣の趣旨説明

そのものの検討が必要であり、他面、労働法体系全般との関連において考えられなければならない点のあることはもちろんであります。政府としては、これらの問題については常時真剣な検討を重ねておりますが、しかし、今日これらの基本的問題を直ちに解決するわけには参らぬことは申すまでもありません。さればといって、また今日公労法の不備をそのまま放置することも適当ではありませんので、従って、今回の改正案は、現行公労法の基本的建前は一応これを維持することとし、その前提で、現行法上わが国の実情に適しない諸点を改め、関係当事者間における無用な紛争の原因をできる限り除去し、健全な労使慣行の確立を促進するとともに、委員会の機構を整備し、その簡素能率化をはかろうとするものであります。

以下、本法案の大綱について御説明申し上げます。

今回の改正案の主要点の第一は、団体交渉の手續を改めた点であります。現行公労法におきましては、団体交渉は、労働組合が行うのではなく、米國からの直輸入制度である単位制度を採用して、団体交渉はこの単位を代表する交渉委員によって行ふこととされて

いますが、これは、いわゆる直訳的制度の最たるものであるとともに、きわめて複雑かつ難解で、とうていわが国の実情に適せず、現在ほとんど有名無実化しつつあるのみでなく、また、かえって関係者間の紛争のもととなる場合さえあるくらいでありますので、改正案におきましては、この単位制度を廃止し、わが国の労使関係における一般的慣行に従い、労働組合が団体交渉の当事者となり、その指名する交渉委員が団体交渉を行うこととしたしております。なお、これにあわせて、従来本法の適用外でありました公社の臨時職員につきましても、純粹の日雇い労働者以外の者はこれを本法上の職員の中に含めることにいたし、もって労働関係の統一的処理をはかることにいたしております。

次に、改正案の第二点は、仲裁制度を整備し、仲裁裁定に関する問題の処理を合理的かつ円滑ならしめる措置を講じている点であります。現行法におきましては、公共企業体等と職員との間の紛争は、最終的には仲裁裁定によつて定まることとなっておりますが、当該裁定が公共企業体等の予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とするものである場合は、国会の承認

を待つて初めてその効力を発生することとなつております。この建前は現行法制上当然のことではあります。この制度の運用面におきましては従来種々の紛争のあつたことは、御承知の通りであります。改正案は、この点につきまして、後述のごとく、仲裁に関する機構、手續を合理的なものに整備するとともに、政府として仲裁裁定をできる限り尊重する精神を明らかにし、あわせて給与準則、給与総額の制度にも若干の改正を行い、もつて仲裁裁定を真に公正妥当にして權威あるものたらしめることにより、裁定実施に関する紛争をできるだけ避け、円滑、合理的な労働問題処理の慣行を確立せんとするものであります。

改正案の第三点は、委員会の機構を整備し、その簡素能率化をはかつた点であります。現行法におきましては、公共企業体等の労働関係を取り扱う委員会としましては、公共企業体等仲裁委員会及び中央、地方の公共企業体等調停委員会の合計十一の委員会が並立しておりますが、今回の改正案におきましては、これらの各委員会を統合して一つの公共企業体等労働委員会を設けることとし、この委員会のもとに各種の機関を統合して、簡素にしてしかも能率

的な機構を整え、公共企業体等の労働関係の実情に即して機動的に強力な活動をなす態勢を整えるように措置いたしております。この公共企業体等労働委員会は、公益委員五人及び労使委員各三人ずつ、計十一人の委員をもつて組織されることとなっておりますが、特に公益委員の任命につきましては、その任務の重要性及び特殊性にかんがみ、労使委員の意見をも聞いた上で、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することとしたし、もつて公益委員の人選を真に公正かつ權威あるものたらしめんとしております。

以上の三点が今回の改正案の主要点であります。その他の点につきましては、答申に盛られた意見をできる限り尊重しまして、所要の事務的、技術的改正をいたし、公共企業体等の職員の労働関係の処理の円滑化をはかつております。

以上、本法案の提案理由を御説明申し上げたのでありますが、本法案が成立、施行されますならば、公共企業体等における健全にして合理的な労働慣行の確立と公共企業体等の正常な運営の確保に資するところ少くないものと確信いたしております。何とぞ、御審

議の上、すみやかに可決せられんことを御願ひ申し上げます。(拍手)

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(予備審査のため内閣送付)の趣旨説明に対する質疑

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。これを許します。栗原俊夫君。

〔栗原俊夫君登壇〕

○栗原俊夫君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま提案理由の説明のありました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案について、鳩山総理大臣はか関係大臣に対して質疑をいたしたいと考えます。(総理大臣を呼んで「こい」と呼ぶ者あり)総理大臣は見えないようでありますから、後刻この席において答弁をいたしたいと存じます。

まず鳩山総理大臣にお尋ねいたしましたのでありますが、総理も御存じの通り、この法律は、その労働者の従事する事業の内容の社会性、公益性、公共性を強調して、憲法によつて保障されている労働者の生きるための基本的権利である争議権を奪つた世界に類のない悪法であります。(拍手)一体、公

其性、社会性を強調するけれども、国鉄と私鉄との間にどこに區別されるべき事業内容の相違があるのでありましょ。私鉄の労働者に許された権利が国鉄の労働者に許されない根拠がどこにあるのでありましょ。(拍手)専売のごときは、その政府機関となつた理由は、全くたばこの収益を税金と同じようにに国家の財政の中に吸収しようとする考えから出されたものであつて、これに従事する労働者をその他の労働者と區別する何らの理由も根拠も見出し得ないのであります。(拍手)総理は、この際、こうした観点に立つて、この法律を撤廃する意思があるかどうか、明確にさせていただきたいと思つてございませう。

次に、百歩を譲つて、公労法を改正する立場をとつたといつたとしても、いろいろな条文をただ改正するにしても、その大前提となつてゐるは、根本的なもの考へ方が問題であるのであります。すなわち、いかに条文を直してみても、政府が今日までとつてきたよきな裁定無視の考へ方を続けておるならば、それは全く意味のないことであらう。(拍手)先日、倉石労働大臣は、参議院におきまして、裁定は多く実現されておるのだと、ぬけぬけ答弁をしておるのであります。けれども休み休み言つてもらいたい。(拍手)多くの仲裁裁定のうち、重要なベース・アップの裁定が完全に実施されたことはほとんどないのが実情であります。(拍手)本改正案提案に当りまして、総理は、今後仲裁裁定及びこれに類似する本院の勧告あるいは調停案等を、ほんとうに誠心誠意をもつて実現しようとするのか、その所信を明白にしてもらいたいと思つてございませう。(拍手)次に、改正案の内容についてお尋ねいたしたのでございませうが、第一は、政府は、このたびの改正に關して、一応民主的にカムフラージュするため、労使、中立なる委員を選定いたしました。裁力月の検討を経てその答申を得たのであります。一体、何ゆゑに、答申中の政府に御都合のよいもののみを取り上げて、都合の悪いものはこれを採用しなかつたのか、答申そのものの取扱ひについてどのよきな基本的態度をとつてゐるのか、お尋ねいたしたのでございませう。

(拍手)第三は、答申の内容を採用しなかつた第四第三項の問題についてであります。すなわち、組合員は職員でなければならぬという規定であります。が、一体、民間労働組合に対しては、政府はどのような指導をしてきたか。昭和二十四年、労働協約締結の問題点というパンフレットを労働省労政局から発行させて、協約の指導を行つたのであります。その中に、組合員は従業員でなくてはならない、こゝろに協約を条文として挿入することを、もしも経営者が強要するならば、それは、組合法第七条にいうところの組合内部の支配介入であり、不当労働行為になるぞと言つてゐるではありませんか。(拍手)何ゆゑ公共企業体の組合員のみが職員でなくてはならないと強制的なのか、答申においても、改正すべきであるとはつきり言つてゐるのに、なぜこれを取り上げなかつたのか、明確にさせていただきたいのでございませう。

第三に、公益委員の任命の手續についてであります。本法が、政府は労働者側の実質的な相手方になるという見地から、公益委員の任命にも政府の意思が入らぬようにとの配慮から現行制度ができてゐるのであります。しかるに、今次の改正案を見ますと、公益委員の任命は、政府が一方的に選任して、委員を完全に自己の息のかかつた者を任命することになつて、労働委員会を政府の隷屬的機関たらしめようとしてゐることが歴然としてゐるのでございませう。(拍手)政府は、自己に有利な調停、裁定を出させようと意図してゐるのではないか。もしそうだとするならば、これこそ調停、仲裁制度というものを根本的に破壊するものであります。仄聞するところによりますと、この点が今次改正の最も大きなねらいであるといわれているのであります。が、(拍手)これに対するところの労働大臣の所見を伺いたしたのでございませう。

次に、ただいまこの法律によつて行われている調停、特に国鉄労働組合關係の調停についてお伺ひいたしたのでございませう。倉石労働大臣は、昨日の参議院本会議において、わが党永岡議員の質問に答えて、調停はたゞいま進行中である、全く静觀の態度をとつて、政府は何ら圧力を加えるなどという事はしてゐないのだ、このように述べておられます。そこで、お伺ひいたしたいことは、国鉄労使に対して調停案が発表されたときに、一萬田大蔵大臣は、反対である、実施ができないのだ、こゝろに朝日新聞に発表したことあります。一体、大蔵大臣は、どのような資格でかかる議事を発表したのか、大蔵大臣に相談もせず、他の所管大臣にも相談もせず、国鉄公社すら態度がきまつてゐないのに、大蔵大臣がかかる議事を発表したこととは言語道斷といわなければなりません。(拍手)政府は、かねてから労働者の自主性を強調し、一方では警告や弾圧を労働者に加へながら、調停に對しては全くその自主性を尊重すると広言してきてゐるのであります。しかるに、調停案が出るや、直ちにかかる発表をして、国鉄公社を牽制し、他の調停案等を牽制したことは、いかなる考へであるか。大蔵大臣はこの朝日新聞の談話に責任を持たれるか、また、いかなる資格で発表したのか、また、公労法の精神をじゅうりんする談話を取り消す氣持があるかどうか、この点を明白にさせていただきたいのでございませう。

(拍手)次に、労働大臣にお伺ひいたします。大臣は、大蔵大臣から、右の談話の内容について御相談を受けたか受けなかつたか、受けなかつたとするならば、これに對してどういふ措置をとつたか、お伺ひいたしたのでございませう。なぜならば、労使の紛争を、できる限り早く、しかも労使が自主的に解決することこそが望ましいことは、労働

昭和三十一年三月九日 衆議院會議録第二十号 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する栗原君の質疑

官報(号外)

労働問題の大原則でございます。労働大臣は、かねてから、春季闘争に対ししばしば警告を発し、不当にも労働者、労働組合役員を処分し、常に強硬な態度を示してきたのであります。本来、労働大臣たるものは、労使の円滑なる調整をはかるのが役目であって、しかも、今日は給手の担当大臣であるはずであります。その労働大臣が、近ごろ、戦々きよきようとして弾圧にのみ走っていることは、本末転倒もはなはだしいといわなければなりません。(拍手)倉石労働大臣にお伺いします。あなたは、一体、この紛争を熱意を傾けて解決されるために努力を払う誠意があるのかどうか。もしもその誠意があるならば、調停委員会が非常な努力を払って発表した調停案であり、しかも、組合側も、調停案に書いてある、忍びがたきを忍んで、異常な決心で受諾したのであります。しかも、さらに、新聞が筆をそろえて、この際政府はこの調停をのむべきであると言っておるのに対して、あなたは全力をあげて調停成立に努力をすることが所管大臣として当然であると思っておりますが、これに対する所信を伺わしていただきたいのでございます。

次に、吉野運輸大臣にお尋ねいたします。大臣は国鉄争議に対する所管大臣であります。調停案が出ましても、一体何をしておったのでございましょうか。紛争解決のために、あなたのおなすべき役割はきわめて重大であります。大臣はこの調停を承認する用意があるかどうかを、この際明確に示していただきたいと思っております。最後に、私は、警告をしつつ、政府に所信を伺いたいのであります。すなわち、鳩山総理は、先般も、本会議において、労働者に対し慎重なれと訴え、そして、法に違反する者は処罰すると言ひ、仲裁や勧告は尊重すると約束し、労使は団交をすべきだと言われっております。今や、春季闘争は、第三波を前にして、労組は調停に服し、波を前にして、労組は調停に服し、た新聞等の世論は、一斉に労働者の態度を了として、政府、公社に対し調停受諾を求めております。もしも、このような天下の大勢に逆行して、政府が直接間接に公社を牽制して拒否に向かわしめるならば、紛争はますます拡大し、春季闘争は解決のめどを失うであります。その責任は、今や、政治的に、あげて政府が負わなければなりません。鳩山総理、あなたはこの責任

を負われる決意がございませぬか。度々失言を繰り返しておる総理でございませぬ。ゆつくり考えて、明快なる答弁をされることをこの際求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣倉石忠雄君〕 栗原君に回答をいたします。

公労法によって従業員が争議権を停止されておるのはよくないではないかというお話でございませぬが、私設鉄道などと違ひのは、御承知の通りに、株式会社と申しまして、全株は国家の所有でございませぬ。こういふようなブリック・コーポレーションの争議行為を停止いたしておる例は世界じゅうにたくさんあることとございまして、もしこれを廃止いたすということになれば、前のように、やはり国家公務員というようにに逆戻りすることに、三法の適用も受けられないことにならるのであります。それは従業員のためにかえって不利益ではなからうかと存じます。(拍手)

第二に、本法を廃止する意思はないかというお尋ねでございませぬが、本法を廃止する意思はございません。

第三に、裁定無視であるということをお尋ねされました。政府の言っておることは間違つておるといふお話でございませぬが、それはもう少しお調べを願へば御理解がいくと思ひます。大体、御承知のように、仲裁裁定は今日まで二十件出ておりますが、そのうち仲裁裁定の金額の動かされたものは一件であります。そのまま履行せられたものが八件でありまして、国会が中に入つたりなどして、時期がずれて実施いたしましたのが十一件であります。御承知のように、公労法の三十五条によれば、仲裁裁定が下つたときには当事者双方を拘束する、しかしながら、当該企業の予算上資金上支出不可能であるという認定を政府がしたときには、十六条二項にはね返つて、国会の議決を要するということとございませぬから、仲裁裁定をそのまま実施するかしらないかは、これは、政府が責任を怠つておるのではなくして、その当時の歴代の政府が法に従つて正しい手続をとつたという事になっておるのであります。

第四に、答申案につきまして申し上げます。先ほど申し上げましたように、答申案につきましては、専門家に御座まりを願つて慎重に検討いたしていただきました。おもなところは取

り入れましたが、答申案の中で本家に盛ることのできませんでしたことについてのお尋ねの点の第一は、調停及び仲裁を請求する主務大臣を労働大臣にしたかどうかという御意見であります。これは、研究の結果、そうでない方がよからうということとございませぬ。

第二の点は、ただいま御指摘になりました四三三の点でございまして、これは、組合員でなければ交渉委員になれないという条件をつけて、本法削除に賛成であるということとを公益側は御主張なさいました。しかし、従業員側はこれに反対をされました。そこで、三者の御意見が一致しないので、やむを得ずこれは現行通りにいたした、こゝろの結果でございませぬから、あります。

それから、公益委員の任命制についてのお尋ねでございませぬ。私どもも、この点につきましては、十分この答申された方々とも研究をいたしたのであります。この公益委員五人の人々には、国家最高の機関である国会にその候補者の名前を提出いたしました。事前にもちろん労使双方にお示しをいたすのであります。そして最終的に

皆様方の御協賛を経て総理大臣が任命するということでありますから、現在の仲裁委員の選任方法よりもはるかに権威あるものたらしめて、公正なる判断を下していただくことがよからうというところで、公益委員の任命制度をそのようにいたしました次第でございます。

その次のお尋ねでございますが、国鉄労組の調停についてどうかというお話でございますが、これは、国鉄は国鉄総裁がございまして、専売、電電公社、みなそれぞれ経営の担当者がございまして、そこで、ただいまよりよく三公社の調停案が出たところでございまして、なお五現業の調停は残っております。そういう最中に、こういうことに対して、一番裁判である調停案に対して政府がとやかく申すということ、あとで出される五現業の調停案に対して誤解を生ずるようなおそれがあることはいけませんし、調停委員の方々に精神的なる圧力が加えられないように、慎重に静観しておるといのが今の態度でございます。

次に、大蔵大臣が新聞に何か発表されましたのでありますが、そういうことについては私は承わっておりませんし、また、何にもこういふことについて御相談をいたしたことはありません。

政府は、先ほど申し上げましたように、全部出そろうまで静観をいたしておるといふことでございます。

それから、本法には直接関係がないのでございますが、春季闘争について弾圧をいたしておるようなお話がございましたが、政府は毛頭弾圧をいたした覚えはございません。公務員及び公務労協の従業員が、御承知のように、スケジュール闘争の中で発表せられた行為は、どれもこれは違法的な行為を示唆いたしておられるようでありますから、政府の立場といたしましては、自分の子供が間違つたことをしよつとする、だれかにそのかされておるよるなことであったならば、そういうことをおやりになることはよくないことであるといふことを事前に警告するの、親切な親心であらうと存じております。

なお、その次のお話の、紛争解決に努力いたしておるかということでございますが、これは、栗原さんの御承知のように、労働大臣の立場といたしましては、労使関係の円満なる運営を期待いたして努力することは当然でございます。微力ではございますが、どうぞ私を助けていただいで、紛争解決をすみやかにしていただくことを重ねて

お願いをいたしておきます。(拍手)

○国務大臣(一萬田尚登君) 国鉄等に対しまして調停案につきましては、ただいま公社自体において慎重に御検討中と思われるのであります。なお、他の公共体に対しましては調停案も出そろっておりませんので、その間におきまして私が反対するいわれもありませんし、また、反対もいたしておりません。私も静観すべきだと考えております。

○国務大臣(吉野信次君) ただいまお話をいたしました調停案につきましては、御承知の通り、組合の一部はこれを拒絶しておりますし、一部はこれを受け入れております。肝心の国鉄はまだ意思表示をいたしておりませんが、ただいまの段階においては、私が出る幕でないと思っております。しかし、その成り行きにつきましては注意深く見守っております。もしその時期が参りますれば、私もその解決に必要ながあれば努力したいと考えております。

○議長(金谷秀次君) 総理大臣はただいま参議院の予算委員会に出席中でありますので、その答弁は他日適當の機会に願うことといたします。これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 鉄道抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長松山義雄君。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案  
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律

臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

〔報告書は会議録追録に掲載〕  
鉄道抵当法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。  
昭和三十一年三月五日  
参議院議長 河井 彌八  
衆議院議長 益谷秀次殿

鉄道抵当法の一部を改正する法律案  
鉄道抵当法の一部を改正する法律

第一条の次に次の一条を加える。  
第二条の二 鉄道財団ハ抵当権設定ノ認可アリタルトキニ成立ス

第二條ノ二 鉄道財団ハ抵当権設定ノ認可アリタルトキニ成立ス  
一 抵当権ノ登録ガ全部抹消セラレタル後又ハ抵当権ガ第十三條ノ第三項ノ規定ニ依リ消滅シタル後六箇月内ニ新ナル抵当権ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二 第三十四條ノ二ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタルトキ

二四五

昭和三十一年三月九日 衆議院會議録第二十号 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案外一案

二四六

三 第七十条ノ競売ニ付セラレタル場合ニ於テ抵当権ガ消滅シタルトキ

第三十一条第一項第二号中「変住所」を「変電所」に改め、同条第二項を削る。

第八条に次の一項を加える。

第一項又ハ第二項ノ公告アリタルトキハ会社ハ直ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ公告アリタル事項ヲ公告スベシ

第九条中「公告」を「公告ノ申請」に改める。

第十条第一項中「第八条」を「第八条第一項又ハ第二項」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条ノ二 第八条第一項又ハ第二項ニ依ル公告ヲ為シタル場合ニ於テ公告シタル期間内ニ権利ノ申出アリタルトキハ監督官庁ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ会社ニ通知スベシ

公告シタル期間満了後三週間内ニ権利ノ申出ノ取消アラザルトキ又ハ其ノ申出ノ理由ナキコトノ証明アラザルトキハ監督官庁ハ抵当権ノ設定認可ノ申請ヲ却下シ又ハ第八条第二項ニ依ル公告ヲ取消スベシ

第三十一条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「不動産ニ関スルモノノ登記」の下に「又ハ自動車ノ抵当権ノ登録」を、「動産ニ関スルモノ」の下に「(自動車ノ抵当権ヲ除ク)」を加え、「若ハ」を「又ハ」に改め、同条第二項及び第四項ただし書を削る。

第十三条の次に次の六条を加える。

第十三条ノ二 会社ハ鉄道ノ他ノ部分ニ付鉄道財団ヲ拡張スルコトヲ得

第十三条ノ三 会社ハ一箇ノ鉄道財団ヲ分割シテ數個ノ鉄道財団ト為スコトヲ得

抵当権ノ目的タル甲鉄道財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙鉄道財団ト為シタルトキハ其ノ抵当権ハ乙鉄道財団ニ付消滅ス

前項ノ場合ニ於ケル鉄道財団ノ分割ハ抵当権者ガ乙鉄道財団ニ付抵当権ノ消滅ヲ承諾スルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第十三条ノ四 会社ハ數箇ノ鉄道財団ヲ合併シテ一箇ノ鉄道財団ト為スコトヲ得但シ左ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一 合併セムトスル鉄道財団ニ付競売手續開始又ハ強制管理開始ノ決定アリタルトキ

二 合併セムトスル數箇ノ鉄道財団ノ内ニ箇以上ノ鉄道財団ガ抵当権ノ目的タルトキ

合併セムトスル甲鉄道財団ヲ目的トスル抵当権ノ甲鉄道財団ニ於ケル順位同一ノ順位ヲ合併セムトスル乙鉄道財団ニ付有スル他ノ抵当権(甲鉄道財団ヲ目的トスル抵当権ト他ノ抵当権ガ合併セムトスル鉄道財団ノ内其ノ目的トスル鉄道財団ヲ共通ニスル場合ノ他ノ抵当権ヲ除ク)ガ存セザルトキハ前項第二号ノ規定ニ拘ラズ鉄道財団ヲ合併スルコトヲ得

鉄道財団ヲ合併シタルトキハ抵当権ハ合併後ノ鉄道財団ノ全部ニ及ブ

第十三条ノ五 鉄道財団ノ拡張、分割又ハ合併ハ監督官庁ノ認可ヲ受タルニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第十三条ノ六 鉄道財団拡張ノ認可ヲ申請スルニハ拡張セムトスル鉄道ノ部分ニ関スルモノニシテ第三条ニ掲ゲタルモノノ目録ヲ差出スベシ

鉄道財団ノ拡張ニ関シテハ第四条第三項、第八条第一項、第四項及第九条乃至第十二条ノ規定ヲ準用ス

第十三条ノ七 鉄道財団分割ノ認可ヲ申請スルニハ分割後抵当権ノ消滅スル鉄道財団ヲ明ニシ且分割後ノ鉄道財団毎ノ鉄道財団目録ヲ差出スベシ

第二十條を次のように改める。

第二十條 会社ハ鉄道財団ニ属スルモノヲ鉄道財団ヨリ分離セムトスルトキハ抵当権者ノ同意ヲ求ムベシ、

会社ガ抵当権者ノ為競売手續開始又ハ強制管理開始ノ決定アル前ニ於テ正当ナル事由ニ因リ前項ノ同意ヲ求メタルトキハ抵当権者ハ其ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十六条ノ二中「勅令ノ」を「別ニ」に改める。

第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条ノ二 鉄道財団ガ成立シタルトキハ監督官庁ハ鉄道財団成立ノ登録ヲ為スベシ

鉄道財団成立ノ登録ハ鉄道抵当原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

一 鉄道財団ニ属スル線路ノ表示

二 鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

三 登録ノ年月日

第二十八条ノ三 監督官庁ハ鉄道財団ノ拡張、分割又ハ合併ヲ認可シタルトキハ鉄道財団ノ拡張、分割又ハ合併ノ登録ヲ為スベシ

拡張ノ登録ハ鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ属スル線路ノ表示ヲ變更シ且拡張ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

甲鉄道財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙鉄道財団ト為ス場合ニ於テハ分割ノ登録ハ甲鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ属スル線路ノ表示ヲ變更シ且分割ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載シ並乙鉄道財団ニ付鉄道抵当原簿ニ前条各号ニ掲ゲタル事項及分割ニ因リテ登録スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

甲鉄道財団ト乙鉄道財団トヲ合併スル場合ニ於テハ合併ノ登録ハ甲鉄道財団(合併セムトスル鉄道財団ノ内抵当権ノ目的タルモノアル

第二十八条ノ二 鉄道財団ガ成立シタルトキハ監督官庁ハ鉄道財団成立ノ登録ヲ為スベシ

鉄道財団成立ノ登録ハ鉄道抵当原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

一 鉄道財団ニ属スル線路ノ表示

二 鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

三 登録ノ年月日

第二十八条ノ三 監督官庁ハ鉄道財団ノ拡張、分割又ハ合併ヲ認可シタルトキハ鉄道財団ノ拡張、分割又ハ合併ノ登録ヲ為スベシ

拡張ノ登録ハ鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ属スル線路ノ表示ヲ變更シ且拡張ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

甲鉄道財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙鉄道財団ト為ス場合ニ於テハ分割ノ登録ハ甲鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ属スル線路ノ表示ヲ變更シ且分割ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載シ並乙鉄道財団ニ付鉄道抵当原簿ニ前条各号ニ掲ゲタル事項及分割ニ因リテ登録スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

甲鉄道財団ト乙鉄道財団トヲ合併スル場合ニ於テハ合併ノ登録ハ甲鉄道財団(合併セムトスル鉄道財団ノ内抵当権ノ目的タルモノアル

トキハ設定セラレタル抵当権ノ数ノ最モ多キモノノ用紙中鉄道財団ニ属スル線路ノ表示ヲ変更シ且合併ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載シ並乙鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ属スル表示ヲ朱抹シ且其ノ事由及年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第二十九条を次のように改める。  
第二十九条 抵当権設定ノ登録申請書ニハ抵当権ノ設定ニ関スル証書ヲ添附スベシ

第三十条第一項第一号から第三号までを次のように改める。  
一 抵当権者及債務者ノ名称及住所  
二 第七條第二項第三号乃至第五号ニ掲ゲタル事項  
三 前号ニ掲ゲタルモノノ外抵当権ノ設定ニ関スル証書ニ記載シタル事項ニシテ抵当権ニ関スルモノ

第三十条第二項を削る。  
第三十条ノ二第一項後段を削り、同項第一号を次のように改める。  
一 前条第一号、第四号及第五号ニ掲ゲタル事項  
第三十条ノ二第一項中第五号を削り、第二号から第四号までを一号ず

り、第二号から第四号までを一号ず

に繰リ下げ、第一号の次に次の一号を加える。  
二 抵当権ノ順位

第三十三條中「抵当権ノ設定ヲ登録シ」を「鉄道財団成立ノ登録ヲ為シ」に改め、同条に次の一項を加える。  
前項ノ規定ハ鉄道財団ノ拡張、分割又ハ合併ノ登録ヲ為シタルトキニ之ヲ準用ス

第三十四條の次に次の一条を加える。  
第三十四條ノ二 鉄道財団ニ付抵当権ノ登録ガ全部抹消セラレタルトキ又ハ抵当権ガ第十三條ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ会社ハ鉄道財団消滅ノ登録ヲ申請スルコトヲ得

第三十五條を次のように改める。  
第三十五條 抵当権設定ノ認可ガ効カラ失ヒタルトキ又ハ鉄道財団ガ消滅シタルトキハ監督官庁ハ鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖スベシ第二十八條ノ三第四項ノ規定ニ依リ鉄道財団ニ関スル表示ヲ朱抹シタル用紙ニ付亦同ジ

第三十六條第一項第一号を次のように改める。

一 鉄道財団成立ノ登録ヲ為シタルトキ  
第三十六條第一項第四号を次のように改める。

四 鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ(前条後段ノ場合ヲ除ク)  
第四十二條中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。  
第四十五條第二項中「判事」を「裁判官」に改める。

第六十八條第三項第二号中「管轄登記所」の下に「又ハ管轄陸運局長」を、「不動産」の下に「又ハ自動車」を、「登記」の下に「又ハ登録」を加える。

第八十三條第三項中「執達吏」を「執行吏」に改める。  
第八十八條を次のように改める。  
第八十八條 管理人ハ毎營業年度及其ノ業務施行ノ終了後債務者、鉄道財団ノ所有者、抵当権者、監督官庁及裁判所ニ計算書ヲ差出スベシ

債務者、鉄道財団ノ所有者及抵当権者ハ計算書ヲ送付アリタル日ヨリ一週間内ニ裁判所ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得  
前項ノ期間内ニ異議ノ申立ヲ為サザ

ザリシ者ハ計算ヲ承認シタルモノト看做ス  
異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ管理人ヲ審訊シ且監督官庁ノ意見ヲ聴キタル後之ヲ裁判スベシ

第九十二條中「十円以上千円以下」を「十万円以下」に改め、同条第一号を次のように改める。  
一 第八條第四項ノ公告ヲ為サザルトキ

第九十二條第三号を次のように改める。  
三 第二十條ノ同意ヲ得ズシテ鉄道財団ニ属スルモノヲ鉄道財団ヨリ分離シタルトキ

第九十二條第七号中「計算報告書」を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計算書ヲ差出シ」に改める。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過規定)  
2 この法律による改正後の鉄道抵当法(以下「新法」という。)第八條第四項及び第十條ノ二の規定は、この法律の施行前に抵当権の設定

認可の申請又はこの法律による改正前の鉄道抵当法(以下「旧法」という。)第八條第二項の規定による申請があつた場合については、適用しない。  
3 この法律の施行前に旧法第二十条第一項の規定による催告又は旧法第二十一条第一項の規定による催告の命令があつた場合については、この法律の施行後も、なお旧法第二十条又は第二十一条の規定を適用する。  
4 この法律の施行の際現に未登録の第一順位ノ抵当権が存する場合には、監督官庁は、ただちに鉄道財団成立ノ登録をしなければならぬ。  
5 旧法第三十条第一項第二号に掲げる事項ノ登録は、その効力を失はぬ。  
6 この法律の施行前に抵当権ノ消滅によりすでに消滅した鉄道財団ノ用紙ノ閉鎖については、なお従前ノ例による。  
7 この法律の施行前にした行為に對する罰則ノ適用については、なお従前ノ例による。  
8 第二項から前項までの規定は、軌道財団及び運河財団について、

昭和三十一年三月九日 衆議院會議録第二十号 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案外一案



昭和三十一年三月九日 衆議院會議録第二十号 食糧管理特別会計の昭和三十年年度における損失をうめるための措置に関する法律案外一案

二四八

前三項の規定は、自動車交通事業財団について準用する。

9 軌道の抵当に関する法律(明治四十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「変圧所」を「変電所」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「勅令」を「別ニ」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔松山義雄君登壇〕

○松山義雄君 たいだいま議題となりました臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案及び鉄道抵当法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の趣旨を簡単に御説明いたしますと、現行法は、戦後のわが国商船隊の再建をはかるために、総トン数五百トン以上または長さ五十メートル以上の鋼船であつて、遠洋区域または近海区域に就航できる船舶の建造につい

て調整を行うことを目的として制定されたものであります。法律の有効期間は昭和三十三年三月三十一日までと規定されておりました。しかるに、さきに政府が立てました経済自立五カ年計画に基く計画造船の円滑な遂行を確保するためには、今後なお船舶の建造について調整をはかる必要があらりますので、現行法の有効期間を経済自立五カ年計画の終期である昭和三十年三月三十一日まで延長いたそうとするものであります。

本法案は、去る三月一日日本委員会に付託され、同月六日政府より提案理由の説明を聴取し、同月八日質疑、討論を省略し直ちに採決の結果、全会一致をもって政府原案通り可決いたしました次第であります。

次に、鉄道抵当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

鉄道抵当法は、明治三十八年施行以来、他の法律の改正に伴い、応急的な改正が行われたのみであります。同法が利用するものが逐年増加いたしておりますので、時代の推移による運用上の欠陥を除き、地方鉄道に対する金庫の円滑化を一そうはかろうというの

まず、おもな改正点を申し上げます。第一は、鉄道財団を抵当権消滅後六カ月間存続することとした点であります。現行法では、抵当権が消滅すれば、財団もまた同時に消滅することとなっております。従つて、抵当権消滅後、その財団を他の抵当権の目的にするには、あらためて財団を組成する必要があります。これがためには複雑な手続と相当な日時と費用とを要しますので、六カ月間存続の制度を設けることとしたのであります。

第二は、鉄道財団の拡張制度を設けることとした点であります。現行法では、鉄道が延長された場合、その部分について財団を組成し、もとの債権の追加担保としたこととなっております。その延長部分が短区間の場合には、そのみでは独立性を有しないこともありますので、延長部分に財団を拡張することができるよういたしましたのであります。

第三は、鉄道財団の分割及び合併の制度を設けることとした点であります。現行法ではこの制度が認められておりませんので、償還により余剰担保価値を生じましても、財団の一部を抵当権の目的から除外することができず、また、共同担保によつて合併制度

のない不備を補つておりますが、登録手続が繁雑でありますので、この分割及び合併の制度を設けることとしたのであります。

さて、本法案は二月六日予備審査のため本委員会に付託され、同八日政府より提案理由の説明を聴取し、三月五日日本付託となり、同八日、質疑、討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて本法案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 食糧管理特別会計の昭和三十年年度における損失をうめるための措置に関する法律案

(内閣提出)

日程第四 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第三、食糧管理特別会計の昭和三十年年度における損失をうめるための措置に関する法律案、日程第四、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員理事春日一幸君。

食糧管理特別会計の昭和三十年年度における損失をうめるための措置に関する法律案

食糧管理特別会計の昭和三十年年度における損失をうめるための措置に関する法律

第一条 政府は、食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるため、同年度において、一般会計から、六十七億円を限り、この会計に繰り入れることができる。

第二条 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。  
本則中第一項の項番号及び第二項を削る。



附則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。  
〔報告書は会議録追録に掲載〕

漁船再保険特別会計における給与  
保険の再保険事業について生じた  
損失をうめるための一般会計から  
の繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における給  
与保険の再保険事業について生  
じた損失をうめるための一般会  
計からの繰入金に関する法律

政府は、漁船乗組員給与保険法  
(昭和二十七年法律第二百十二号)第  
三条の給与保険の再保険事業につい  
て昭和二十九年及及び昭和三十年  
度における保険事故の異常な発生によ  
り生じた損失をうめるため、昭和三十  
年度において、一般会計から、六  
千三百五十万円を限り、漁船再保険  
特別会計の給与保険勘定に繰り入れ  
ることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔春日一幸君登壇〕

○春日一幸君 ただいま議題となりま  
した二法律案について、大蔵委員会に  
おける審議の経過並びに結果を御報告  
申し上げます。

まず、食糧管理特別会計の昭和三十  
年度における損失をうめるための措置  
に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、食糧管理特別会計の  
昭和三十年当初予算におきまして  
は、この会計の昭和三十年末におけ  
る損失を、昭和二十九年末からの繰り  
越し損失を含め約百億円と見込んでい  
たのでありますが、豊作と集荷の好調  
により、三十年産米の政府買入れ  
数量が当初の予定を大幅に上回ったた  
め、これに伴う早場米格差の支払いが  
当初よりも増加したこと等により、三  
十年末末におきましては約百六十七億  
円の損失が生ずるものと予想されるの  
であります。この百六十七億円の損失  
のうち百億円は、昭和二十六年末にお  
いて一般会計から繰り入れたインベン  
トリー・ファイナンス百億円に見合い  
ますので、今回この百億円に相当する  
金額につきましては一般会計に繰り戻  
さなくてもよいこととするともに、こ  
残額の六十七億円につきましては、こ  
れを一般会計からこの会計に繰り入れ

ることとして、その損失を補てんする  
こととしたそととするものでありま  
す。

本案につきましては、審議の結果、  
昨八日質疑を打ち切り、討論を省略し  
て直ちに採決いたしましたところ、起  
立多数をもって原案の通り可決いたし  
ました。

次に、漁船再保険特別会計における  
給与保険の再保険事業について生じた  
損失をうめるための一般会計からの繰  
入金に関する法律案について申し上げ  
ます。

この法律案は、漁船乗組員給与保険  
法の規定により、漁船の乗組員の抑留  
を保険事故とする給与保険につきまし  
て、昭和二十九年末末において保険事故  
が異常に発生いたしましたため、さき  
に、とりあえず一般会計からこの会計  
の給与保険勘定に繰入金をしたいた  
のでありますが、なお約二百萬円の損失  
が残り、また、昭和三十年末末におき  
ましても、引き続き保険事故が異常に発  
生し、本年二月末日までの間に、さら  
に約六百五十萬円の損失を生ずるこ  
ととなりましたので、今回これらの損  
失を埋めるため、昭和三十年末末にお  
きまして、一般会計から六千三百五十萬  
円をこの勘定に繰り入れることができ

ることとしたそととするものでありま  
す。

本案につきましては、審議の結果、  
昨八日質疑を打ち切り、討論を省略し  
て直ちに採決いたしましたところ、全  
会一致をもって原案の通り可決いたし  
ました。

右、御報告を申し上げます。(拍手)  
○議長(益谷秀次君) これより採決に  
入ります。

まず、日程第三につき採決いたしま  
す。本案の委員長の報告は可決であり  
ます。本案を委員長報告の通り決する  
に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よっ  
て、本案は委員長報告の通り可決いた  
しました。

次に、日程第四につき採決いたしま  
す。本案は委員長報告の通り決するに  
御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認  
めます。よって、本案は委員長報告の  
通り可決いたしました。

日程第五 公有林野官行造林法の  
一部を改正する法律案(内閣提  
出、参議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第五、公有  
林野官行造林法の一部を改正する法律  
案を議題といたします。委員長の報告  
を求めます。農林水産委員会理事吉川  
久衛君。

公有林野官行造林法の一部を改正  
する法律案

右の内閣提出案は本院において可決  
した。よって国会法第八十三条によ  
りここに送付する。

昭和三十一年二月十七日

参議院議長 河井 彌八

公有林野官行造林法の一部を改正  
する法律案

公有林野官行造林法の一部を改  
正する法律

公有林野官行造林法(大正九年法  
律第七号)の一部を次のように改正  
する。

題名を次のように改める。

公有林野等官行造林法

第一条を次のように改める。

第一条 国ハ政令ノ定ムル所ニ依リ

左ニ掲グル土地ニ付其所有者ヲ相

手方トシ収益ヲ分収スルノ条件ヲ

以テ国ガ造林ヲ為ス旨ノ契約ヲ締

結スルコトヲ得

一 地方公共団体ノ所有スル森林又ハ原野

二 前号ニ掲グルモノノ外市町村ノ住民又ハ市町村内ノ一定ノ区域ニ住所ヲ有スル者ガ旧来ノ慣行ニ依リ共同利用ニ供スル森林又ハ原野

三 水源涵養ノ為森林ノ造成ヲ行フ必要ナル土地ニシテ前二号ノ森林又ハ原野ト併セテ造林ヲ為ス要アルモノ

第二条第一項中「前条ノ規定」を「前条ノ契約」に、「公共団体」を「当該土地ノ所有者」に改める。

第三条中「第一条ノ規定」を「第一条ノ契約」に、「公有林野」を「土地」に、「同条ノ契約」を「当該契約」に改める。

第四条中「公共団体」を「第一条ノ契約ニ係ル土地ノ所有者」に、「第一条ノ規定」を「当該契約」に、「公有林野」を「土地」に改める。

第五条中「第一条ノ規定」を「第一条ノ契約」に、「公有林野」を「土地」に、「勅令」を「政令」に、「当該公共団体」を「当該土地ノ所有者」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十九号及び第六十号、第五十八号第一項、第六十一条第三号、第六十三号第一号及び第二号、第六十七号第一号及び第三号並びに第七十条第一項第一号及び第三号中「公有林野官行造林地」を「公有林野等官行造林地」に改める。

3 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「公有林野官行造林法第一条の規定」を「公有林野等官行造林法第一条の契約」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 たいだいま議題となりまして、内閣提出、公有林野官行造林法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

公有林野官行造林法は大正九年に制定せられたものでありますが、自來、國と地方公共団体との契約により造林を行い、その育成をはかって参つたのであります。このような公有林野官行造林事業は、明三十一年度をもって当初の植栽目標である約三十万町歩の造林を完了する予定と相なっておりまして、しかしながら、公有林野におきましては、なお造林を要すべき土地が相当面積あり、今後この事業を継続する必要が認められておるのであります。さらに、この際、従来契約の対象外とされていた私有名義で共同利用に供されているいわゆる部落有林野についても、官行造林の対象として造林ができるようにしたいというのが第一点、さらに、公有林野及び部落有林野の官行造林地とあわせて造林をなすことが必要であると思われる一部私有林野についても、水源涵養のための造林ができるように範囲を拡大したいというのが第二点、主として以上二つの理由によりましてこの改正法案を提出せられ、この改正に伴って、題名をも公有林野等官行造林法と改めようというのであります。

本案は、二月十七日參議院送付をもって委員会に付託され、昨八日の委員

員会において審査をいたし、質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員理事萩野豊平君。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

日次中「第十六条」を「第十六条」に改める。

第二条に次の二号を加える。

五 耐火構造の住宅 主要構造部を耐火構造とした住宅をいう。

六 簡易耐火構造の住宅 耐火構造の住宅以外の住宅で、外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料(建築基準法第一条第九号に規定するものをいう。以下本号において同じ)でふいたもの又は主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたものをいう。

第十二条の次に次の二条を加える。

(役員欠格条項)

第十二条の二 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
- 二 政党の役員

(役員兼職禁止)

第十二条の三 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第十六条を次のように改める。

(役員及び職員公務員たる性質)

第十六条 公庫の役員及び職員は、

刑法(明治四十年法律第四十五号)

その他の罰則の適用については、

法令により公務に従事する職員とみなす。

第二章中第十六条の次に次の一条を加える。

第二章中第十六条の次に次の一条を加える。

(退職手当の支給の基準)

第十六条の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準

を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければ

ばならない。これを変更しよるとするときは、また同様とする。

第二十條第一項の表区分の欄中「木造の住宅(防火構造、簡易耐火構造及び耐火構造の住宅以外の住宅をい

う。以上同じ。又は防火構造の住宅(外壁及び軒裏を建築基準法第二條

第八号に規定する防火構造とした住宅をいう。以下同じ。の建設及びこ

れらに附随する土地」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土

地」に改め、「(外壁を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。及び

〔主要構造部を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。〕を削る。

第二十二條第一項の表区分の欄中「木造の住宅又は防火構造の住宅の建設及びこれらに附随する土地」を

「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地」に改める。

第二十三條第六項中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第二十五條第二項を削る。

第三十二條中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

主務大臣は、公庫の役員が第十二条の二各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなればならない。

第三十八條の三及び第三十九條を削り、第三十八條の二を第三十九條とする。

第四十條から第四十四條までを次のように改める。

第四十條から第四十四條までを削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員(改正前の住宅金融公庫法第十六条第一項に規定するものをいう。以下附則第八項、第十項及び第十一項において同じ。)で改正前の住宅金融公庫法第三十八條の三の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定の準用を受けていた者については、その者が引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職する間に限りその者を恩給法第二

十條第一項に規定する文官で国庫から俸給を受ける者として勤続す

るものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

3 前項の規定により恩給法の規定を準用する場合においては、恩給の給手等については、住宅金融公庫を行政庁とみなす。

4 附則第二項の規定により恩給法第二十條第一項に規定する文官で国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなされる者が附則第二項において準用する恩給法第五十九條の規定により国庫に納付すべき金額は、俸給の支払をする際その支払をする住宅金融公庫の職員が俸給からこれを控除し、その計算を明らかにする仕訳書を添附してその翌月十日までに、歳入徴収官に納付しなければならぬ。

(退職手当の期間通算等)

5 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職し、更に引き続き国家公務員となつて退職したときは、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づいて支給する退職手当の算定の基礎とな

る勤続期間の計算については、その者がこの法律の施行後引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間を同法第二条第一項に規定する職員として在職した期間とみなす。

6 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職する場合においては、その者に対する国家公務員等退職手当暫定措置法に基く退職手当は、支給しない。

7 住宅金融公庫は、改正後の住宅金融公庫法第十六条の二に規定する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、前項に規定する者が国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第一項に規定する職員としてこの法律の施行の際まで引き続き在職した期間をこの法律の施行後における住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間とみなして退職手当を支給するよう定めなければならない。

(国家公務員共済組合法の適用)

8 昭和三十一年五月三十一日現に国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第二条第一

項に規定する退職手当の算定の基礎とな

る勤続期間の計算については、そ

の者がこの法律の施行後引き続き

住宅金融公庫の役員又は職員と

して在職した期間を同法第二条第

一項に規定する職員として在職し

た期間とみなす。

この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職する場合においては、その者に対する国家公務員等退職手当暫定措置法に基く退職手当は、支給しない。

住宅金融公庫は、改正後の住宅金融公庫法第十六条の二に規定する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、前項に規定する者が国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第一項に規定する職員としてこの法律の施行の際まで引き続き在職した期間をこの法律の施行後における住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間とみなして退職手当を支給するよう定めなければならない。

国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第二条第一

項に規定する退職手当の算定の基礎とな

る勤続期間の計算については、そ

の者がこの法律の施行後引き続き

住宅金融公庫の役員又は職員と

して在職した期間を同法第二条第

一項に規定する職員として在職し

た期間とみなす。

昭和三十一年五月三十一日現に

国家公務員共済組合法(昭和二十

三年法律第六十九号)第二条第一

昭和三十一年三月九日 衆議院會議録第二十号 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

二五二

項の規定に基いて建設省に設けられた共済組合の組合員で住宅金融公庫の役員又は職員である者については、同日に退職したものとみなして同法の規定を適用する。

(国家公務員等の旅費に関する法律の適用)

9 この法律の施行前になされた旅行命令等(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第四条第一項に規定する旅行命令等をいう。)により旅行する者に対し住宅金融公庫が支給する旅費については、なお従前の例による。

(国家公務員災害補償法の適用)

10 この法律の施行前に生じた事故に基く住宅金融公庫の役員又は職員の職務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。

(国家公務員法の適用)

11 この法律の施行前に住宅金融公庫の役員及び職員がその職務上知ることができた秘密については、住宅金融公庫の役員及び職員は、一般職の職員たる国家公務員とみなして国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百条第一項

及び第百九条第十二号の規定を適用する。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の改正)

12 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「日本電信電話公社及び住宅金融公庫」を、及び日本電信電話公社に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の改正)

13 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「住宅金融公庫」を削る。

(国家公務員等の旅費に関する法律の改正)

14 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「住宅金融公庫及び」を削る。  
第二条第一項第一号中「住宅金融公庫総裁」を削る。

(産業労働者住宅資金融通法の改正)

15 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表区分の欄中「主要構造部を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。」を「公庫法第二条第五号に規定するものをいう。」に、

「外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。」を「公庫法第二条第六号に規定するものをいう。」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の改正)

16 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「且つ、公庫法第十九条(貸付をすることができ

る住宅)及び第二十条(貸付金額の限度)第一項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅」を「公庫法第二条(定義)第五号に規定する耐火構造の住宅(以下「耐火構造の住宅」という。)又は同条第六号に規定する簡

易耐火構造の住宅(以下「簡易耐火構造の住宅」という。)であり、且つ、同法第十九条(貸付をすることができ住宅)に規定する住宅」に「公庫法第二十条第一項に規定する木造の住宅又は防火構造の住宅(以下本条において「木造の住宅又は防火構造の住宅」という。)の床面積を増加するための建設に係る場合においては、簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅」を、耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の床面積を増加するための建設に係る場合においては、耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅」に改める。

第八条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」を削り、「木造の住宅又は防火構造の住宅であるものの建設及び」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅であるものの建設並びに」に改める。

第九条第一項中「且つ、融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条及び融通法第九条(貸付の条件)第一項に規定する耐火構造の住宅」を「融通法第七条第三項において準用する公庫法第十

九条に規定する住宅であり、且つ、耐火構造の住宅」に改め、同条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」を削る。

(日本住宅公団法の改正)

17 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項を次のように改める。

恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下本条において「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下本条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)附則第十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は日本住宅公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔荻野豊平君登壇〕

○荻野豊平君 たいい、議題となりま  
した住宅金融公庫法の一部を改正する  
法律案につきまして、建設委員会にお  
ける審査の経過並びに結果を御報告申  
上げます。

住宅金融公庫は、設立以来すでに五  
年を経過し、その業務は現業的性格を  
有しているにもかかわらず、業務に  
従事している役職員の地位は、現在国  
家公務員となっております。よって、  
本法案は、この際、役職員の地位を国  
家公務員でないものとし、これに伴い、  
これらの者の恩給及び退職手当等に  
関し所要の措置を講じ、あわせて、住  
宅金融公庫の貸付対象となる簡易耐火  
構造を合理化するため必要な改正を行  
わんとするものであります。

本法案は、去る三月一日日本委員会に  
付託されて以来、慎重に審議いたしま  
した。質疑の内容は速記録を御参照願  
いたいと存じます。

かくて、討論を省略して直ちに採決  
いたしましたところ、全会一致をもつ  
て可決すべきものと決定した次第であ  
ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたし  
ます。本案は委員長報告の通り決する  
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし  
と認めます。よって、本案は委員長報  
告の通り可決いたしました。

中小企業信用保険法の一部を改正  
する法律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急  
動議を提出いたします。すなわち、こ  
の際、内閣提出、中小企業信用保険法  
の一部を改正する法律案を議題とな  
し、委員長の報告を求め、その審議を  
進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の  
動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし  
と認めます。よって、日程は追加せら  
れました。

中小企業信用保険法の一部を改正す  
る法律案を議題といたします。委員長  
の報告を求めます。商工委員会理事  
本一雄君。

中小企業信用保険法の一部を改正  
する法律案

中小企業信用保険法の一部を改  
正する法律

中小企業信用保険法(昭和二十五  
年法律第二百六十四号)の一部を次  
のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 融資保険(第三条―第九  
条)

第三章 保証保険

第一節 指定法人を相手方とす  
るもの

第一款 個別保証保険(第九  
条の二―第九条の  
五)

第二款 包括保証保険(第九  
条の六・第九条の  
七)

第二節 金融機関を相手方とす  
るもの(第九条の八・  
第九条の九)

第四章 雑則(第十条―第十二条)

附則

第三章第一節中第九条の二の前に  
次の款名を加える。

第一款 個別保証保険

第九條の二第一項中「次項」の下に  
「及び第九條の六第一項」を加える。

第九條の三第二項中「十萬圓」を  
「二十萬圓」に、「三十萬圓」を「五十  
萬圓」に改める。

第九條の五第一項中「保証保険」  
を「個別保証保険」に改める。

第九條の七第二項中「第九條の七  
第一項」を「第九條の九第一項」に改  
め、同条を第九條の九とする。

第九條の六を第九條の八とする。

第三章第一節中第九條の五の次に  
次の一款を加える。

第二款 包括保証保険

(保険契約)

第九條の六 政府は、会計年度の半  
期ごとに、指定法人を相手方とし  
て、当該指定法人が小企業者の金  
融機関、中小企業金融公庫又は国  
民金融公庫からの借入による債務  
の保証をすることにより、保証を  
した借入金額の総額が一定の金  
額に達するまで、その保証につ  
き、政府と当該指定法人との間に  
保険関係が成立する旨を定める契  
約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保  
険価額に百分の九十を乗じて得た  
金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係における保険  
価額は、小企業者一人につき、合  
計二十萬圓(その小企業者が中小  
企業等協同組合であるときは、五  
十萬圓)をこえてはならない。

4 政府は、第一項の保険関係にお  
ける保険価額の総額の指定法人を  
通ずる合計額が、会計年度ごとに  
国会の議決を経た金額をこえない  
範囲内でなければ、同項の契約を  
締結することができない。

5 指定法人は、第一項の保険関係  
が成立した保証については、第九  
條の二第一項の規定による通知を  
することができない。

(準用)

第九條の七 第五條、第九條の二第  
二項、第九條の三第一項、第九條  
の四及び第九條の五第二項の規定  
は、指定法人を相手方とする包括  
保証保険に準用する。この場合に  
おいて、第九條の四中「普通保証  
保険にあつては百分の七十、小口  
保証保険にあつては百分の八十」  
とあるのは「百分の九十」と読み替  
えるものとする。

第十條中「若しくは第九條の六第  
一項」を、「第九條の六第一項若しく  
は第九條の八第一項」に改める。

第十一條第一項中「第九條の六第  
一項」を「第九條の八第一項」に改め  
る。

「及び第九條の六第一項」を加える。

第十二条第二項中「又は第九条の六第一項」を、「第九条の六第一項又は第九条の八第一項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 中小企業信用保険特別会計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第九条の七第二項」を「(第九条の七において準用する場合を含む。)及び第九条の九第二項」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔榎本一雄君登壇〕

○榎本一雄君 ただいま議題となりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

中小企業信用保険法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業者の債務の保証につき政府が保証を行います。中小企業者の信用を補完することを目的として昭和二十五年十二月制定せられ、自來今日まで、その付保件数は十五万四千六百七

十一件、金額にして八百四十七億九千万円に上り、中小企業者に対する信用補完作用として、いささか貢献して参つたのであります。しかしながら、中小企業金融の現状は、一般金融の緩慢化にもかかわらず、容易に樂觀を許さない状態でありまして、特に小規模の企業者の金融難は、今なお解決のめどもつかねる事例も多々あります。

この際中小企業者に対する信用補完を一そり強化することが必要と認められるのであります。本法案の内容は、第一に、信用保証協会を相手方とする小口保証保険におきまして、小企業者一人に対する保証限度金額を現行の十万円から二十万円に、中小企業等協同組合であるときは現行の三十万円から五十万円に、それぞれ引き上げることとあります。

第二にいたしまして、信用保証協会を相手方とする保証保険の一種といたしまして包括保証保険制度を創設することとあります。すなわち、零細企業者の付保金額が二十万円以下、並びに、中小企業等協同組合の場合は五十万円以下の債務について信用保証協会が行う保証につき、あらかじめ政府と信用保証協会との間に契約した金額の限度まで自動的に保険関係が成立する制

度であります。この場合の増補率は九〇%、保険料率はやや低く、年一分四厘六毛といたしております。以上が本法案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

本法案は、二月十七日日本委員会に付託せられ、同月二十一日政府委員より提案の理由及び要点を聴取いたしました。三月六日質疑に入り、七日、八日と三日間にわたり熱心に質疑応答が行われ、八日質疑が終了いたしました。その内容の詳細については会議録を御参照願います。

同月九日、討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれにて散会いたします。午後三時二十六分散会

出席國務大臣

- 大蔵大臣 一萬田尚登君
- 運輸大臣 吉野 信次君
- 労働大臣 倉石 忠雄君
- 出府政府委員
- 内閣官房副長官 松本 瀧藏君
- 大蔵省主計局長 原 純夫君
- 農林政務次官 大石 武一君
- 通商産業政務次官 川野 芳満君
- 運輸省次官 榎田 良彦君
- 監督局長 榎田 良彦君
- 労働省労働局長 中西 實君
- 建設政務次官 堀川 恭平君

朗読を省略した報告

一、昨八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律

一、昨八日本院は衆議院議員田中伊三

次君、同松岡松平君、同中山マサ

君、同眞鍋儀十君、同神近市子君、

同吉田賢一君、参議院議員井上清一

君、同一松定吉君、同藤原道子君及

び同宮城タマヨ君が充春対策審議会

委員に就くことができることと議決した旨内閣に通知した。

理事 大島 秀一君(理事大島秀

- 一君去る二月二十八日委
- 員辞任につきその補欠)
- 理事 荻野 豊平君(理事荻野豊
- 平君去る五日委員辞任に
- つきその補欠)
- 理事 三鍋 義三君(理事三鍋義
- 三君去る三日委員辞任に
- つきその補欠)
- 一、昨八日議長において、次の常任委
- 員の辞任を許可した。
- 内閣委員
- 辻 政信君 福井 順一君
- 稻村 隆一君 小澤佐重喜君
- 大高 康君
- 地方行政委員
- 小澤佐重喜君 福井 順一君
- 大蔵委員
- 加藤 高藏君 中村 梅吉君
- 横山 利秋君 森山 欽司君
- 文教委員
- 高津 正道君
- 社会労働委員
- 千葉 三郎君 濱野 清吾君
- 坊 秀男君 三宅 正一君
- 床次 徳二君 仲川房次郎君
- 農林水産委員
- 伊瀬幸太郎君 神田 大作君
- 安平 鹿一君

商工委員	森山 欽司君	加藤 高藏君
運輸委員	堀内 一雄君	川島 金次君
建設委員	大高 康君	仲川房次郎君
	田原 春次君	橋 兼次郎君
	安平 鹿一君	千葉 三郎君
	辻 政信君	伊瀬幸太郎君
予算委員	小松 幹君	田中幾三郎君
	山田 長司君	坂本 泰良君
決算委員		平野 三郎君
議院運営委員		

中村 梅吉君	稻村 隆一君
濱野 清吾君	千葉 三郎君
農林水産委員	
安平 鹿一君	田中幾三郎君
伊瀬幸太郎君	
商工委員	
加藤 高藏君	森山 欽司君
運輸委員	
小澤佐重喜君	橋 兼次郎君
横山 利秋君	
建設委員	
辻 政信君	千葉 三郎君
山田 長司君	川島 金次君
伊瀬幸太郎君	仲川房次郎君
大高 康君	安平 鹿一君
予算委員	
高津 正道君	神田 大作君
田原 春次君	
決算委員	山田 長司君
議院運営委員	松澤 雄藏君

一、昨八日内閣から提出した議案は次の通りである。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。

裁判所法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十二名提出、衆法第一四号) 法務委員会 付託

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号) 大蔵委員会 付託

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号) 農林水産委員会 付託

一、昨八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

所得税法の一部を改正する法律案

一、昨八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

電話設備負担臨時措置法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

裁判所法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十二名提出)

一、昨八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十一年三月九日 衆議院会議録第二十号 議長報告



昭和三十一年三月九日 衆議院會議第二十号

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部

十五円  
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三三一 発売官報課